

○日向市お試し滞在施設要綱

平成28年 3月 8日

告示第27号の2

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住を促進し、人口の維持を図ることで活力ある日向市の創生実現のため、移住希望者が一定期間本市で生活し、移住に向けての準備及び移住体験ができる場を提供することを目的に市が設置する日向市お試し滞在施設(以下「お試し滞在施設」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置等)

第2条 お試し滞在施設の名称、位置及び戸数は次のとおりとする。

名称	位置	戸数
日向市お試し滞在施設①(日知屋住宅)	日向市大字日知屋1425番地 8	1
日向市お試し滞在施設②(幸脇住宅)	日向市大字幸脇152番地 3	1
日向市お試し滞在施設③(東郷住宅)	日向市東郷町山陰丙1412—1	1

(利用者の資格)

第3条 お試し滞在施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3項に規定する暴力団関係者は除く。

- (1) 現に市外に住所を有する者で、市内へ移住を希望している者
- (2) 過去にお試し滞在施設を利用したことがない者。ただし、申請者でなく、同行者として利用した場合も利用したものとみなす。
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(利用期間)

第4条 お試し滞在施設の利用期間は、利用単位を1日とし、利用開始日から起算して連続して14日間以内とし、期間内に利用しない日があっても連続して利用したものとみなす。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第5条 お試し滞在施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、利用開始日の14日前までに日向市お試し滞在施設利用申請書(様式第1号)に移住相談受付シート(移住計画シート)(様式第2号)を添付して市長に提出しなければならない。

(利用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利用者に対し日向市お試し滞在施設利用承認書(様式第3号。以下「承認書」とい

う。)を交付するとともに、当該利用者と施設の一時使用目的による建物賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)を締結するものとする。

(賃借料)

第7条 お試し滞在施設の賃借料は、1日1,000円(お試し滞在施設の利用に伴う施設管理料及び光熱水費を含む。)とする。

2 利用者は、原則として前項の賃借料を市長に対し前納するものとする。

3 前項により納付した賃借料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に必要と認め利用期間を短縮したとき。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 第1条の趣旨に沿ってお試し滞在施設を利用すること。

(2) 留守や就寝時には必ず施錠し、その他お試し滞在施設を善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに市長へ報告すること。

(3) 火気の取扱いに注意するとともに、お試し滞在施設内の備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(4) ごみは、決められたルールに従い処理すること。

(5) お試し滞在施設及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。

(6) お試し滞在施設の使用後は、現状に復して返還すること。

(7) その他お試し滞在施設の利用に関し市長が必要と認めること。

(禁止行為)

第9条 利用者は、お試し滞在施設において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為

(2) お試し滞在施設の改修又は増築を行う行為

(3) お試し滞在施設内における土地の形質を変更する行為

(4) お試し滞在施設の全部又は一部を第三者に転貸する行為

(5) その他お試し滞在施設の利用にふさわしくない行為

(賃貸借契約の解除)

第10条 市長は、利用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき又は前条の規定に違反する行為があると認めるときは、賃貸借契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき原因により、お試し滞在施設及びお試し滞在施設内の備品、什器等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

ない。

(事故免責)

第12条 お試し滞在施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し滞在施設内又はお試し滞在施設周辺で発生した事故について、市はその責任を負わないものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

日向市お試し滞在施設利用申請書

年 月 日

日向市長 様

住 所
申請者
電話番号

日向市お試し滞在施設を利用したいので、日向市お試し滞在施設要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

なお、施設の利用にあたっては、同要綱の規定に従って利用することを誓約します。

1. 利用施設	日向市お試し滞在施設①（日向市大字日知屋 1425 番地 8）			
	日向市お試し滞在施設②（日向市大字幸脇 152 番地 3）			
2. 利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
3. 滞在中の緊急連絡先	（携帯電話）			
4. 利用者氏名（申請者含む）	続柄	生年月日	性別	備考
5. 利用の目的				
6. 活動計画（予定）	（記入例）・市内不動産を回り物件探し ・ハローワークにて求人探し ・日向市内を探索し、〇〇〇を確認 など			
7. 備考				

※申請書に申請者の身分証明書（運転免許証又は健康保険証など）のコピーを添付して下さい。

移住相談受付シート（移住計画シート）

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日（ 歳）	
ふりがな			
現住所	〒 ー		
出身地（市町村まで）	連絡先		
移住の目的	TEL： Mail：		
現在の仕事	移住後の仕事		
趣味・特技	家族構成		
緊急連絡先 （親戚など）	①続柄（ ）住所	TEL	
	②続柄（ ）住所	TEL	
移住のきっかけについて	1.インターネット 2.テレビ 3.雑誌 4.新聞・チラシ 5.家族・知人からの紹介 6.日向市または宮崎県の出身 7.その他（ ）		
移住希望時期	1.1年以内 2.1～2年以内 3.3～5年以内 4.その他（ ）		
日向での生活の希望	1.自然などの環境に親しむ 2.都会ではできない仕事をしたい（農林業など） 3.田舎で子育てをしたい 4.第二の人生を日向で 5.その他（ ）		
移住決定の優先順位 （3つまで○で囲む）	1.住宅関連の費用が安い 2.仕事がある 3.自然環境・周辺環境 4.田畑がある 5.医療環境 6.生活環境 7.地域の歴史や文化 8.その他（ ）		
これからの仕事	1.新たに事業を始める（内容： ） 2.今までの仕事を田舎で引き継ぐ（内容： ） 3.農業・林業・漁業・その他へ就労（ ） 4.年金などで生活 5.その他（ ）		
ペットについて	1.有 犬（ 匹） 猫（ 匹） その他（ ） 2.無		
住居	1.土地を購入し新築 2.空き家賃貸 3.購入 4.アパート・マンション 5.その他（ ）		
田や畑	1.使用する（売買・賃貸） 2.使用しない		
住居の予算	【売買】約 円 【賃貸】約 円		

●市では、移住希望者の方へのフォローアップを行っております。

意向確認	<input type="checkbox"/> 連絡を希望します	<input type="checkbox"/> 連絡は希望しません
連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 文書	

日総政第 号
年 月 日

様

日向市長

日向市お試し滞在施設利用承認書

年 月 日付けで申請のあった日向市お試し滞在施設について、日向市お試し滞在施設要綱第6条の規定に基づき審査を行った結果、下記のとおり利用を許可します。

記

1. 利用施設		日向市お試し滞在施設①（日向市大字日知屋 1425 番地 8）
		日向市お試し滞在施設②（日向市大字幸脇 152 番地 3）
2. 利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
3. 賃借料	円	
4. 備考		